

会議録

会議の名称	平成25年度 第2回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（北牧野保育所）
開催日時	平成25年11月13日（水）18時30分から21時30分まで
開催場所	別館4階 特別会議室
出席者	安藤委員・富岡委員・今西委員・榊村委員・小林委員・平野委員 ・島野委員
欠席者	なし
案件名	・運営法人の応募状況について ・運営法人の選定方法について ・運営法人選定審査について
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立北牧野保育所民営化に係る運営法人応募状況について 資料2 選考に係る基準点について（案） 資料3 選考審査の手順について（案） 資料4 今後の予定について（案） 資料5 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選考審査表 <仮審査表>
決定事項	・運営法人の応募状況について確認した。 ・運営法人の選定方法等を確認した後、運営法人選定審査（書類審査）を行った。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議・調査等を行うため非公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署 （事務局）	子ども青少年部 子育て支援室

審 議 内 容

【室長】

定刻となりましたので、第2回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を始めます。それでは、事務局から本日の会議について、説明をお願いします。

【事務局】

初めに、本会議の委員の出席状況ですが、本会議は委員7人で構成され、本日は委員7人全員出席されておられますので、本会議が成立をしていることをご報告させていただきます。続きまして、本日の配付資料についてご説明させていただきます。まず、お手元のほうに次第、資料1といたしまして、枚方市立北牧野保育所民営化に係る運営法人募集状況について。資料2といたしまして、選考に係る基準点について（案）。資料3といたしまして、選考審査の手順について。資料4といたしまして、今後の予定について（案）。資料5といたしまして、枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選定審査会 選考審査表<仮審査表>。A3判の仮審査表もご用意させていただいております。実際に本日はこちらのA3判の仮審査表をご使用いただきまして、審査、採点のほうをしていただきたいと思いますと思っております。また、後ほどご説明をさせていただきます。さらに、お手元のほうに水色のファイルで運営法人のほうから提出がございましたファイルに閉じさせていただいておりますけれども、申請書類の「枚方市立保育所移管に係る提出書類」を一式ご用意させていただいておりますのでよろしくお願いたします。なお、本日の資料につきましては、選考に関する情報が含まれておりますので、会議終了後、事務局の方で、ドッチファイルに綴じて、保管させていただきますので、会議終了後は全ての書類を机の上に置いたままにさせていただきますようよろしくお願いいたします。続きまして、本日の案件につきまして、次第に従いご説明させていただきますので、次第をご覧くださいませでしょうか。まず、本日は初めに報告1といたしまして、運営法人の募集状況について、続きまして案件1といたしまして、運営法人の選考方法について、案件2といたしまして、運営法人選考審査について、以上でございます。

【会長】

それでは、会議を進めてまいります。まず、報告（1）の運営法人の応募状況について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

まず、資料1をご覧ください。「枚方市立北牧野保育所民営化に係る運営法人応募状況について」でございます。1. 募集期間としまして、平成25年9月13日（金）から10月28日（月）までとなっております。次に2番目に 申込受付期間 平成25年10月18日（金）から10月28日（月）までとなっております。3番目に 募集の主な周知方法としまして、平成25年9月13日に市ホームページに枚方市立保育所（北牧野保育所）民営化に係る運営法人募集要項（以下「募集要項」という。）を掲載させていただきました。次に、本市内の社会福祉法人30法人に園長会での案内や、FAX・メールによる募集要項等の送付を行っております。大阪府内

各市に、所管する私立保育園への周知を依頼しております。4. 法人への説明会及び現地見学会（現地説明会）ですけれども、平成25年9月29日（日）に開催しております。結果、5. 応募法人数は1法人となりました。応募法人名等につきましては、社会福祉法人 船橋福祉会、船橋保育園120人の定員で枚方市内にて運営されております。現地説明会にはご参加いただいております。現地説明会には4つの法人の参加がありました。募集要項の中身について説明するとともに、現在の保育所の様子や仮設園舎予定地をご覧いただいております。今回、現地説明会に参加されたにも関わらず、応募されなかった3法人については、事務局から何故応募されなかったのかということ聞き取りしております。その理由、結果につきましては、各法人とも保育士の確保という理由が非常に大きいということです。また、それに伴う引き継ぎの問題であるとか、他市の保育所民営化への取り組みへの対応、地域的な要素の関係で応募を見送られたという事でした。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、何かご質問はございませんでしょうか。それでは、案件（1）運営法人の選考方法について、事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料2の選考に係る基準点について（案）をご覧ください。今回の北牧野保育所につきましては、応募法人が1法人でございましたので、その場合は、枚方市立保育所（北牧野保育所）民営化に係る運営法人募集要項（平成27年4月1日移管分）で「10. 選考及び決定等」の「(4) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。」としています。そのため、これから皆さんには、要項で規定している別に定める基準点について、ご検討していただきたいと思っております。まず1の選考基準の概要につきましては、前回の会議で、別添の資料5「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選考審査表<仮審査表>」のとおり、項目と配点についてご確認いただきご了承いただいております。それでは、資料2にお戻りいただき、①の評価項目でございますが、1番から47番までのうち確認事項として39項目、提案事項として8項目ございます。確認事項につきましては確認事項を満たしている場合は1点、確認事項を上回る場合は2点、逆に下回る場合は0点というように採点をしていただきます。また、提案事項につきましては、実現可能な提案である場合は1点、実現可能でかつ提案が優れている場合は2点、提案がない場合は0点というように採点していただきます。また、満点は確認事項及び提案事項が全て最高点の場合、100点になります。また、確認事項が全て1点で提案の無い場合は45点となります。なお、資金面の項目であります4番は3倍の点数、保育所整備計画の項目は2倍の採点となります。そうした中で募集要項の別に定める基準点について、2の基準点の考え方（案）として以下のとおり2案を事務局の方からお示しさせていただきます。まず、案1についてですが、基準点の考え方として全体の配点が100点満点でありますので、その全体の平均点の50点とした場合であり、かつ、案2の要件である確認事項はすべて1点以上を上回っていることが条件となります。続きまして案2ですが、これは確認事項が1点以上の場合で45点となります。資料の下の方に参考で枚方市指定管理者選定委員会の記載をさせてもらっております。これは指定管理者制度として

市の施設を市に代わり、維持管理を民間法人に代行していただく制度でございます。この指定管理者を選定する選定委員会の中では基準点が300点で、これは委員の全員が満点の場合600点となりますので、その半分の300点を超えている場合は基準点を満たすということで選考させていただきます。また本来は、募集要項の中の要件を満たしているということを条件ということであれば案2の45点ということになるのですが、事務局といたしましては全体の平均であり、かつ確認事項を全て満たしていることを条件とした案1の50点を基準点としていただければというように考えております。

【事務局】

ただいま、事務局から資料2の基準点の考え方について2案が出されておりますが、案1については確認事項を満たした上で、なお、それ以上を求めるといふ、より厳しい条件となっております。全体の平均の50点以上を求めていくという案1の方法を採用するという事によろしいでしょうか。

(了承)

【会長】

それでは、案1の方を採用したいと思います。続きまして資料3の説明をお願いします。

【事務局】

資料3をご覧ください。実際の選考審査の流れにつきましては、前回9月9日の会議でもご確認いただきましたが、大きな流れは変わっておりません。約2か月が経っておりますので、再度ご確認という意味で大まかにご説明させていただきます。まず大きな四角囲みの1番、書類審査でございます。これは、本日この後行っていただく手順になります。まず、事務局からの提出書類の説明をさせていただきます。選考審査表に採点をしていただき、不明な点などがありましたら適宜ご質問ください。専門分野の委員や事務局が、意見等を述べさせていただきます。その後、選考審査集計表（仮集計）となります。皆様が採点していただきました選考審査表（仮審査用）を事務局の方で仮集計させていただきます。その後、仮集計表を配付いたします。それに基づいて、皆さんで意見交換をしていただきます。ご不明な項目や基準点を満たしていない項目等について、意見交換をしていただければと考えております。なお、ご不明な点等につきましては一覽にまとめ、事務局の方から12月7日のプレゼンテーションの際に法人に一括して確認をさせていただきます。また、その際に委員の皆さんから直接このようなことについて法人に聞いてみたい、というようなことがありましたら、事務局もしくはプレゼンテーションの当日に直接、法人に聞いていただけたらと思っております。事前に聞きたいことが分かっている場合は、事務局の方からプレゼンテーションの前に、質問を法人に伝えさせていただきますので、事務局までご連絡ください。次に、大きな四角囲みの2番は、プレゼンテーションとなります。これにつきましては、改めて4で簡単に説明させていただきます。その次に、3の運営法人の選考となります。これは実際に運営法人を決定する最終段階となります。選考審査集計表の結果の基準点合計につきましては、先程、決定していただいた通り、全体の平均点の50点を委員の人数でかけた点数、

7人の委員ですので、350点が基準点合計となります。その点数を満たしている場合、決定となります。恐れ入りますが空欄部分に350とご記入ください。選考が終わりましたら、最後の4の報告書のところになります。この選定審査会で報告書というかたちでまとめていただくこととなります。資料3の説明については以上となります。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、選考審査の手順は、このような方法でよろしいでしょうか。

【委員】

これって50点満点ですよね。何点満点ですか。

【事務局】

表裏でトータル100点満点です。

【委員】

50点というのは、この半分で満たしていただいいのですか。

【事務局】

最低の基準点を先ほど資料2で50点ということをご確認いただきましたので、今ご説明しました資料3の基準点合計というところは、7人の委員さんがいらっしゃいますので、50点×7人分です。

【委員】

半分ですか。これ全部じゃなくて。半分満たしていただいたらオッケーということですか、みんなが。

【事務局】

原則、委員皆さんがです。

【委員】

それはなぜですか。

【事務局】

わかりやすくまとめますと、まず、その審査資料の中で、確認というかたちで確認項目と提案項目と2種類ございます。中には、0点から2点までの部分と1点満点の部分とそれぞれあります。確認項目については必ずそれは守ってもらわないといけないという項目で、満たしていれば1点ということになりますので最低1点です。その提案がより良ければ2点をつけていただくこととなります。基本は1点ということになるかと思えます。確認項目が満たされて全てが1点となり、提案項目のところ提案がなかった場合は45点となり、それで本来の最低の基準を満た

すことになるのですが、1法人の応募ということで、指定管理者制度で行っている採点方法を做って基準点を上げるという提案でご了承いただいたところです。

【委員】

基本1点だったら50点満点になるということですね。わかりました。

【会長】

他にございませんでしょうか。

【委員】

保護者会の方から聞いてきてほしいということがあったのですけれども、今1法人しか募集がないということで選択ができないのではと言われたのですけれども、多分条件的にはそういう感じになるのでしょうかということでお話したら、それは再募集するように言ってもらえないかと言われて、もし再募集しない場合はその理由も聞きたいということ。

【事務局】

事務局からお答えさせていただきます。今回残念ながら1法人ということで、本来でしたらおっしゃるように複数の法人から提案があつて、競争性、そういったところで審査をしていただくのが一番事務局としても良かったと思っています。残念ながら、枚方市の今回の募集要項の条件の中に、職員の配置につきましても偏りがないように職員の構成を行って下さいといったことなども条件に入れさせていただきました。そのため、他市が行っている民営化よりもそういった面では厳しい内容になっています。そういう中で、枚方市もそうなんですけれども、今、大変保育需要については、増加傾向にありまして、その関係で保育士の確保が大変難しいという状況がどの園も今、頭を抱えられている状況であります。法人としては、民営化することは自分のところの園のベテランの方を新しい民営化園のほうにも配置して、なおかつ、それだけ職員も既存の園を運営されている園もそうですし、新しい園もそれだけ保育士を確保するというのがやはり今の状況の中では厳しいという声が多かったのかなというのが、残念ながら今回手を挙げただけなかった園さんの方に聞き取りさせていただいた時にそういうお声が多かったというのがございます。1法人は、他市からも募集が、説明会の時に来ていただいたんですけれども、他市も同じタイミングで民営化をされていて、枚方と他市のどちらかといったら、他市の方に募集をしたいといったことも聞いております。そういった事情で、残念ながら1法人になったという次第でございます。もう1点ありました再募集の件ですけれども、1回目の時に皆さんのほうで、募集要項の中で1法人でも選考していただくということをご確認いただいて、募集もさせていただいていますので、公募させていただいてその上で申請がありますので、そこに対してもう1回やり直しますというのは、事務局としてはできないと思っています。ですので、保護者会の方でそういう声が上がっているというのは、こちらの方も今後先にはなると思うんですけれども、今後民営化という手続きをしていく時に、どうしていけばいいのかという時に、今回の件を踏まえてどういうやり方がいいのかと検証していきたいと思っております。今回については、提案のありました社会福祉法人船橋福祉会で審査をしていただきたいと思いますのでどうぞよ

ろしくお願いいたします。

【委員】

では、保護者会への説明としては、やり直しは法人に対してできないということで再募集をかけないと説明してよろしいですか。

【事務局】

また、今後の日程ですけれども、プレゼンテーションが終わりまして、最終皆さんの方から会長を通じて市長に答申をしていただきまして、来年1月には枚方市として正式に法人を決定していきたいと、そのように予定をしております。その時に法人と保護者会に、すぐに日程調整をさせていただいて説明会をさせていただきたいと思います。その時に委員の皆様から、保護者を代表してそのような要望を受けたけれども、もう一度改めて1法人で決定していただくことになりましたということで説明を市からまた改めてさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様には代表で入っていただいているんですけれども、詳しいことはもう一度また市の方から説明があるからということも言っていたいただいても差し支えはないのかと考えています。

【委員】

聞きたいんですけれども、これまでいくつか民営化されていますよね。プレゼンテーションの時なりにこちらの要望というか追加要望が出てきますよね。それを例えば法人に言うじゃないですか。それって実際、法人は考えますみたいなかたちにしてくれてきたのですかね。今までの保育園の保護者の方と新しい法人の方というのは、それはどうなんですかね。

【事務局】

プレゼンテーションの時はどちらかというと、審査をまだしている最中ですので、その中で分からない点を中心に質問はさせていただいたり、熱意を確認させていただいたりというのが、限られた時間ですのでそういうふうな時間を使っています。実際に法人さんと引き継ぎに入っていく時に保護者説明会であったり、三者懇談会であったり、今後民営化を実際にしていくまでに一年と数ヶ月あります。その中で、何度か市も交えて保護者とお話しをさせていただく中で、保護者会の方から、今ちょうど宮之阪保育所もそうだったんですけれども、今、直近が宮之阪保育所になりますけれども保護者会の方から施設整備についての要望であったりとか、保育運営についての疑問点とか要望というところもいくつか当然出てきています。そういったところを法人さんはやはり、しっかりと今の北牧野保育所の保育をやっていきたいと、そういう熱意とか責任感を持って来られますので、当然保護者の方とは良い関係をこれから築いていこうという、そういう姿勢で入って来られますので、具体的なことについては、そういった時に言っていただければと思います。

【委員】

この前の1回目の時に、乳児園庭の話させていただいた時に、それはプレゼンテーションの時におっしゃっていただけるという話をしていたんです。プレゼンテーションで言って、それが

法人側は、こちら側の保護者が言っているので考えますというのはあるのでしょうか。今までの民営化の時にも実際そうになっていたんですかね。

【事務局】

今までのプレゼンテーションで言わせていただきますと、そこまでプレゼンテーションの時に具体的なことを回答されたというのは記憶にはないんです。プレゼンテーションの時ではなくて、決まってからですね。

【委員】

実際決まってから、その時に言って、法人が考えますというか。

【事務局】

今回、プレゼンテーションの時でも今の意見は言っていて差し支えありませんので、言っていたら良いと思います。それは、当然法人にも頭にも残っていきますし、意見で言われたと記録にも残っていきます。大事なことだと思います。それで、それはきちんとかたちになって提案できるかという、やはりもう少し後になって、設計士さんも入ってかたちにしていく時に、どういう風なかたちでそれができていくのか、次の段階になってくると思います。そういう次の段階になってきた時に、前から言われていたことも踏まえて、どういう風なかたちにしていくかということを法人から保護者会の方に説明をさせていただきます。そういうやりとりがあって、そういう風なかたちで進んでいきます。

【委員】

要望等は、プレゼンテーションではなくて、その後の三者懇談の時ということですよ。

【事務局】

プレゼンテーションで言うては駄目ですよと言ってるのではないですよ。

【委員】

それは分かっています。分かっていますけれども、言っていないけどそこでどうこうなるわけではないということですよ。

【事務局】

すぐにお答えできることとできないことがあります。お答えできることは、プレゼンテーションの時に法人が今どのような考えを持っているのか聞くことはできます。それが例えば今の乳児園庭のことであれば、明確な答えが出るか分かりませんが、質問してもらっては構いませんので時間の許す範囲内でご確認いただけたらと思います。

【委員】

1 法人だったのは、非常に残念だと思うんです。他との比較ができない。例えば採点させてい

ただ、仮に52点とします。他に70点の法人があったかもしれない。けれど基準点50点×7人=350点をクリアしたから前に進むわけですね。そうすると70点の法人さんが別にいたかもしれないのに、そこに決めざるを得ない。これはやはり、保護者の皆さんにとっては非常に不満でしょうね。もしかしたら、70、80点つくかもしれないのに1法人で今回はいかざるを得ないということですね。

【事務局】

枚方市としましても、当然、より良い法人さんに決めていただきたいという思いは強く持っています。ただ、そういった中でも今回1法人でも手が挙がってきた。逆のことで例えばですけども、そこが本当に良い法人さんで審査した中で結果としては、条件をクリアしていたと、仮に競争性、複数の法人があってもそこが結果的には勝っていたかもしれない。そこはどうしても仮定の話になってしまいますので、まずは今これから書類審査、プレゼンテーションというかたちで選考の手順を踏んでいただくこととなりますので、その時にどうだったのかといったところでやはり判断していただくことが必要かと思っております。時間や期限というのも市も計画を立てて行っておりますので、その中で皆さんの方でもご確認していただいて、募集要項も配布させていただきました。条件を整えたかたちで今進めさせていただいておりますので、事務局としましては予定通り、皆様方にご協力いただきまして審査を進めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

基準点の50点の平均で厳しいほうでとおっしゃっていましたがけれども、厳しくないほうでも45点じゃないですか。たった5点というのは分かるのですけれども、それなら1園だけだし、もう少し厳しくしても良いのではないのでしょうか。

【事務局】

5点ですけども、元々は確認事項は必ずして下さいということを確認事項とさせていただいています。それを審査基準ということで、1回目の時に皆さんの中でもご確認いただいて、決めてきたことです。その中で、5点ということ saying いただいたんですけども、5点でも必要最低限のところをさらに上回るかたちで基準というかたちでさせてもらいますので、60点が良いのか70点が良いのか100点が良いのか。そういったところで、明確な基準というのを設けるのも難しいと思います。そこで、今、枚方市が行っていました同じようなかたちの法人を選考する審査会では概ね満点の中、半分というかたちで行っている事例がありますので、同様のかたちで、本来だったら45点なんですけれども、半分というかたちで今回基準点としていただけたらということで、ご提案をさせていただきました。ですから、実際に中身を見ていただいて、審査項目とそれぞれ照らし合わせていただいて、法人が提案している内容はどうなのかとか、どういった法人が募集があったのかといったところをしっかりと見ていただきたいと思っております。

【委員】

今回、再募集を一番言われたんですけども、多分これをクリアするためには、他に色々と条

件をこうしてほしいとか意見が出ているんです。その意見をこの審査表に入れてもらえたら多分クリアできると思うのです。ある程度の範囲内は入れてもらえたら良いかなと思うんですけれども無理ですか。

【事務局】

募集要項と審査基準というのは、対の関係になっています。元々枚方市も公平な審査、透明性、公平性といったかたちで皆さんに審査をしていただく、法人にとっても同じフェアな状態でというかたちで選考ということをとらえた時に、募集条件とその時の採点はどうするのかというのを決めた上で公募をかけさせていただいておりますので、後から変えるというのは公平性の観点からは如何なものかと思います。

【委員】

今日終わってから、こういうのが出ていますので法人さんに確認してもらえますかというかたちでお願いしても良いでしょうか。

【事務局】

中身につきましては、事務局でお預かりさせていただいてどのようなかたちで、どのタイミングで法人に確認することができるのかとか、プレゼンテーションですが、先ほどご説明しました事務局から事前に質問というかたちもとらせていただこうと思っておりますので、その中でどういったことができるのか、まずは中身を見させていただいて、会長とも調整させていただいて進めていきたいと思っております。

【会長】

他にございませんか。それでは次に、資料4の今後の予定について（案）の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、資料4の今後の予定について（案）で1になります。第2回会議〈書類審査〉本日ということになります。18時半から運営法人の応募状況について報告、18時35分から運営法人の選考方法の確認をさせていただきました。今現在19時を回りまして、19時10分となるかと思っておりますので、19時10分から法人1の審査とさせていただきたいと思っております。項目1、2を事務局のほうから説明をさせていただきまして、委員の皆さんには採点をしていただきます。3、4の会計関係については、今西委員に事前に見ていただいておりますので、説明をしていただいた上で採点していただきたいと思います。その後は、それぞれのペースで各委員の皆さんによりまして採点をしていただきます。20時25分になりましたら、残り15分の合図ということで疑問点等の確認をしたいと思っております。20時40分には、一旦休憩に入りまして、事務局のほうで仮集計表の作成をさせていただきたいと思っております。この休憩の時間を利用させていただきまして、12月7日のプレゼンテーションの時間等の説明をさせていただきたいと思っております。21時に仮集計表を基に意見交換をしていただきます。仮集計表の配布、質疑及び委

員の皆さんでの意見交換をしていただきたいと思います。その後21時15分には、終了になる予定で進めていきたいと考えております。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、今後の予定については、このような方法でよろしいでしょうか。

(了承)

【会長】

それでは、選考における選考方法と基準点、今後の予定について、確認することができました。次に、案件2の運営法人選考審査について、事務局から説明をお願いします。

【委員】

資料4に書かれている施設見学ですが、委員だけでなく他の方も行けますか。

【事務局】

また後ほどご説明させていただきます。

【事務局】

それでは、運営法人の選考審査についてご説明いたします。本日は、応募がありました法人の書類審査を行っていただきます。法人から提出のありました、お手元のファイルに綴られている書類内容を審査していただきまして、お手元のA3版の仮審査用の選考審査表に採点していただきます。採点前に、必ず、A3版の仮審査用紙に委員名をご記入ください。裏面の右下にご記入する欄がありますのでお願いします。次に、1. 申請書類のインデックスについて、青いインデックスは募集要項で求めた様式で、赤いインデックスは審査基準の番号になります。2. 提出書類等の取扱いについて、様式1～7はそれぞれ保育所運営申込書、応募に至る動機・目的、経営方針・保育所運営方針、保育所事業計画書、保育所整備計画書、資金計画書、履歴書となります。もうひとつご確認させていただきます。お手元のA3版の審査書類をご覧いただきたいのですが、端に番号、その次に募集要項、その次に確認書類等というかたちで番号等々が並んでおりますけれども、一番左端の番号というところが先ほど説明しました審査書類の赤いインデックスの番号に相当するところになります。ですので、仮審査表に点数をつけていく時に、まず確認する内容、仮審査表の真ん中にあります確認する内容を見ていただいて、その内容のことが申請書類の同じ番号のところの赤い番号をめぐっていただきまして、同じことが書かれているのか、ということが書かれているのかを見ていただいて、一番右端にあります法人欄の2点から0点のところのどこかに○をつけていただいて採点をしていただきます。そのようなかたちで進めていただきたいと思います。また、ファイルに戻っていただくのですが、その中で様式9は提案内容概要書になりますので、こちらと詳細に書かれたものを見比べながら進めていただけると、後で振り返ったりする時にまた利用できるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。次に、様式8

が財産目録、様式11、12は貸借対照表、様式13、14は決算書一式、様式15、16は予算書一式（本部会計・施設会計）とありますけれども、財産目録等の会計書類になります。これにつきましては、今西委員からまた説明いただきたいと思っておりますのでお願いします。様式17が法人調書、これは大阪府等へ提出したのになります。様式18が保育所調書、こちらも大阪府等へ提出したのとなります。様式19は大阪府法人指導課の現地監査の結果及びそれに対する回答文書写しになります。様式20は法人定款で、様式21は現在運営している保育所の保育目標、保育内容のわかるもの。様式22は園で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアル等になります。様式22の付箋を貼らせていただいているところがございます。No13のマニュアルについてご確認いただく時に、現在、法人が使っているマニュアルを提出いただいておりますのでまた参考にしていただけたらと思います。続きまして裏面の審査 No30. 様式4の3職員についての（2）年齢及び経験の箇所をご覧ください。その次に3. 採点に係る注意事項につきましては、先ほどの点数のつけ方で説明させていただいた1点2点0点というようなこととなります。書類審査につきましては、水色のファイルに従いまして確認事項、提案事項を含めまして本日採点していただきますのでよろしくをお願いします。また、内容等で審査を進めていく上で、不明な点などが出てきましたら、また、事務局のほうからも質問に対して回答させていただきたいと思っております。採点してみて文面だけでは判断しづらいというような点が出てくると思われます。その時はまた、プレゼンテーションの際にでもご質問いただけたらと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。以上、採点に関しての説明は終わらせていただきます。

【会長】

ただいま、事務局から書類審査の採点や今後の予定について説明がありましたが、皆さん何かご質問はありませんでしょうか。

【委員】

審査表の倍数のところがありますが、私達が審査するのは2、1、0点でいいんですね。

【事務局】

おっしゃっていただいておりますように、2倍、3倍するのは事務局のほうで計算させていただきますので、皆さんは2、1、0点のところ丸をつけていただいたら結構です。

【会長】

他にございませんでしょうか。それでは、これより採点を始めます。初めは、採点に慣れるという意味で、事務局の方から進めてください。

【事務局】

それでは、社会福祉法人船橋福祉会の採点をお願いします。終了時間は20時25分を目途にお願いしたいと思います。また、トイレ休憩等は、適宜、とっていただければと思います。それでは、様式9の46番をご覧ください。路上駐車対策のところになりますけれども、提案内容の欄ですが、誤字がありましたので、「出来り限り」とありますが、「出来る限り」の間違いですの

で、修正をさせていただいております。それでは、はじめていきます。まず、初めに番号1についてですが、A3の仮審査表をご覧ください。設立目的・経営実績、組織の状況及び運営法人の具体的な説明がなされているか、申請時において、保育所運営の実績が10年以上あるかということになりますけれども、確認書類のところで様式1、3が確認書類となります。様式1のところで船橋保育園の開設年月日が昭和48年11月1日となりますので10年以上の実績があるということが確認できます。次に様式3ですが、経営方針や保育所の運営方針につきましては、こちらに記載がありますのでこの中身を確認していただいて点数をつけていただきたいと思います。そのコンパクトになったものが様式9の1のところにありますので振り返りなどにもご活用いただきたいと思います。次に2になりますが、確認する内容としまして応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえて示されているかということについては、様式2をご覧ください。そういうかたちで皆さんのほうで進めていただけたらと思います。ただどうしても進めていく上で、専門的な項目が出てまいります。財務諸表については、やはり専門的な見地になってまいりますので、今西委員からご説明していただいてその説明を聞いた上で、まず番号3と4について皆さんの方でご記入いただいて、先ほど事務局から申しましたようなかたちで書類を皆さんのペースで見えていただいて、審査を進めていただけたらと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

それでは、簡単にご説明させていただきます。決算書のポイントとしまして、3の安定しているか、4の資金の点がありますので2つの観点からご説明したいと思います。まず一つが、財務安定性といいましてつぶれにくいかどうか、継続的に会社がきっちり運営できるだけの財務状況であるかどうか、簡単に言うとつぶれにくいというのがまず1点、それと当然社会福祉法人さんなので、営利追求というわけではないんですけども、ある程度プラスが出ていないと継続して運営することができませんので、あと数字的にそれなりの結果を出していらっしゃるか、簡単に言うと儲かっているかどうか、言い方悪いですけどもその2点から見ていただけたらと思います。まず、一つ目のポイントとしまして、青いインデックスで添付13、14というところがあると思うんですけども、その2つ前のページの決算報告書の2つ前に戻っていただきますと、貸借対照表があると思います。決算書の中でも貸借対照表は、基本的な決算書になるんですけども、この見方ですが、平成25年3月31日現在これが直近決算ですね。平成25年3月31日現在で、この船橋福祉会さんのプラスの財産とマイナスの財産の一覧が数字的に載っていると、その中でポイントは、まず、つぶれにくい安定しているかどうかの見方なんですけれども、左側の資産の部、左側にプラスの財産が並んでいるんですけども、上から三つ目に流動資産というのがあります。そのひとつ右を見ていただきますと、数字が並んでいます。この数字が平成25年3月31日現在で、簡単に申しますと短期間にお金になるもの、または通帳に入っている預金だったり現金です。非常にお金に近いものです。次に、右の負債の部に移っていただきたいのですが、流動負債という項目があります。この流動負債というのは、先ほどの流動資産に対応する項目で一年以内にお金が出ていくであろうという項目です。対比をしていただきますと、すぐに払わなければならないような借金関係、支出関係を賄えるだけの財務力を持っていらっしゃるということが確認できます。社会福祉法人さんなので当然良い数字が出て当たり前なのですが、普通の会社であれば2倍あればなかなか良い数字だと言われる数字のところ、6倍以上

ありますのでこの時点で短期的な支払い力はあると判断できるかと思います。とても素晴らしい数字だと思います。次に、2つ目の視点で申しますと、先ほどの流動資産から5つ下っていただきますと、固定資産というのがあります。その会社が持っているらっしゃる建物や土地であったり等、設備関係ですね。これに対して右側の下の純資産の部というのがあります。これが会社の基となっているところです。今までの利益と今まで国庫から入れたお金であったり、寄付行為で会社に入ってきたお金の合計です。返さなくて良いお金です。それと純資産の部というところの上の負債の部合計、その3つ上に固定負債というのがございます。これが長期的な借入金です。1年以上返済しなくても良い、何十年かのスパンで返済していく借金の合計です。土地や建物の投資をしていただく際の資金の調達方法、それが長期資本と返さなくて良い金額の中で賄っていただいていますので、投資に関しても適切な資金調達の手法を持って、土地、建物、それ以外の備品関係を投資していただいているのかと思います。貸借対照表を拝見させていただきますと、堅調に投資されていると思います。つぶれにくいかどうかという分析からすると、良い数字が出てきていると思います。今度は、利益の話になるのですけれども、添付15の付箋がございます。そこから、10枚遡っていただきますと、事業活動収支計算書というのが出てくると思います。右上に第3号様式と書いてあります。こちらのほうが一年間の経営成績です、簡単に言いますと儲かっているどうか、2年間、本年度決算、その前の年平成24年決算と2年間、比較できるように並んでいるのですけれども、ポイントを申しますと上から一番左側をご覧ください。左側に縦で事業活動収支の部というのがあります。これを簡単に申しますと、収入と支出が書いてあるのが縦で事業収支の部というところなんです。ですので、これは保育園の運営に関する収入、支出が載っているところです。下に事業活動収支差額というところがあります。これは簡単に申しますと、保育園運営によって利益が出ている状態を表しています。次にその下の事業活動外収支の部と申しますのは、財務関係、お金、金利、通帳にお金を預けていたので金利が入ってきた、設備をするために借り入れられた利息、銀行に支払う利息であったりそういったところになります。営業以外で、その部分でマイナスが、お支払いになるのが通常ですので、支払われていますので、その下、経常収支差額があります。本業とそれを補うために資金調達していただいた金利を払ってもまだプラスが出ている状況を表しているかと思います。それが堅調に2年間続きましてきちんと利益を出してらっしゃいます。その前のもう1年前のほうもご覧いただきたいのですけれども、見ていただくと同じように利益を出していらっしゃいますので、3年間の状況で見ますと、堅調に運営はできていると分かります。長くなりましたが、まとめですけれども、利益が出ているかどうかを考えますと、堅調に数字を出しながらプラスを出していただいているイメージがあります。財務内容につきましては、短期的な支払能力、これからお金を返されていくところで見ましても、数値的なキャッシュもありますので悪くないと思いますので、概ね安定した良い法人さんかと思います。そもそも社会福祉法人さん自体が悪くなることはなかなかあることではないので、元から安定した運営をされていることが当然ですので、悪くないのかなと思います。何かご質問があれば何でもお尋ねください。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、委員の皆さまにおかれましては、引き続き、採点を順にお願いします。なお、ご質問等がありましたら、随時、事務局まで、お願いします。

(各委員の審査)

【委員】

地震時におけるマニュアルですが、0歳児や1歳児は歩けないですが、歩ける子が前提ですか。

【事務局】

当然保育所ですので、0歳児や1歳児についても対応してもらうことになります。

【委員】

でも、先生ってそんなに人数いないですよね。どうなるのでしょうか。

【事務局】

それは公立保育所も同じですけれども、園長先生をはじめ主任の先生もいらっしゃいますので、一般的な話ですけれども、小さいクラスの子の応援に行って、できるところから避難するというかたちになるかと思います。

【委員】

でも、大きいクラスの子のところから行くと、大きいクラスの先生がいなくなりますよね。

【事務局】

大きいクラスの先生は、大きいクラスをまとめて誘導して行きますので、みんながみんな乳幼児のクラスに行くわけではありません。そういった対策として、日頃から訓練を行っています。例えばそういったところも、もし直接法人にお聞きになられる場合でしたら、プレゼンテーションの時にご質問いただければと思います。

【委員】

はい、分かりました。

【委員】

色んな項目の中で予定しているかとか、設置しているかということについて、しますというのは、今すぐに行っているのか、今後しますということなのか、その場合の判断はどうしたら良いですか。

【事務局】

全て、北牧野保育所で今後しますに置き換えていただけたらと思います。

【委員】

今後します、それで可とするのですか。それで良いわけですね。現在もしていますではないの

ですね。北牧野ではやりますということですね。これからクリアしていく、こういう考えで良いのですね。

【事務局】

はい。そこに書かれている内容というのは、法人さんに守ってもらうことになります。

【委員】

そしたらこれは保証書ですね。

【事務局】

そうですね。言いかえればそういうことです。約束事です。また、法人さんが決まりましたら、今見ていただいています様式9を保護者の皆さんにもこういう内容で、法人さんから提案があつて審査が終わりましたというかたちで、報告に使わせていただきます。番号8の0、1、2歳児で定員の4割を超えるとともに地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているかという、その4割の部分ですけれども、事務局のほうで計算させていただきまして、超えていることを確認しておりますのでご報告させていただきます。

【委員】

27. 28はクリアしていませんね。現行はクリアしていないのですね。

【事務局】

今は公立ですので。今後、待機児童解消に4割を超えてくださいねとお願いをしております。考え方のところに、法人さんの方では、さらにという部分に加わっておりますのでそういったところを加味していただけたらと思います。

【委員】

指導監査というのは、大阪府の方が実際に見てチェックして、それに対して改善しなさいと言われたということですね。

【事務局】

そういうことです。それに対して、どう改善したのかというのも一緒にあります。

【委員】

これって少ないのか多いのかどうなんですか。

【事務局】

基本的に、事務局でも見させていただいているのですけれども、多いか少ないかで言うと少ないほうだと思います。多いところは、保育内容にも踏み込んだことを言われているところもあります。また、プレゼンテーションの時に、どういふかたちで説明していただけるのかということ

ろも評価していただくほうほうが27や28の項目については、より適切に判断していただけるのかと思います。

【委員】

内装はシックハウス対策をしますということなんですけれども、工事中は近くに保育所があって、喘息の子は工事の外装に使う塗装とか敏感に反応したりなどがあると思うんですけれども、内装だけなのですか。

【事務局】

全体的に建材もですけれども、化学物質を抑えられたものを使っています。

【委員】

それが入っていないものというのはできないのですか。

【事務局】

全く入っていないものというのは難しいと思います。今も枚方市で行う時も国の基準があって低いものを使うようにというかたちでは、枚方市も民間園さんも同じようにしていますし、今回も募集要項の条件の中に整備についてのアレルギー対策についても配慮するようにということを入れていますから、それが基準になってきます。

【委員】

以前にシックハウスやアレルギーを発症したというのを聞いたのですが、民営化した後に。工事の途中に園児がアレルギーが出たことがあるという話を聞いたことがあって、その時アレルギーが出て、今までそういった経緯とかはあるのですか。

【事務局】

事務局のほうで直接民営化の部分で、施設整備に伴ってお子さんがアレルギーになったということは聞いていないのですけれども。

【委員】

今までそういったことがなかったから大丈夫ということですか。

【事務局】

大丈夫と考えています。また、そういうことがないように募集をかけさせていただく時に、シックハウス対策については化学物質の発生がない。もしくは、極力少ないものを採用することということを入れさせていただいていますので、そういったところはしっかり守っていただいて整備を進めていただきたいと思います。また、今おっしゃっていただいたことも法人さんの方には伝えていきたいと思います。今後、直接言っていただく機会も出てまいりますので。

【委員】

施設整備の安全確保の提案のところ、内装はシックハウス対策をしますと書いてあるから、内装だけなのかと思ったり。

【事務局】

当然工事中の防塵対策であるとか、そういったところもきちんとフェンスを張っていただいて、粉塵等が建物を壊す時はどうしても出てまいりますので、そういうことが保育中に影響がないようにはしっかり対応はとってもらおうと思っています。そういったことも一連の部分で工事をするという整備の中で、初めから終わりまでしっかりしてもらおうよということ、こちらの方からも決まりました法人さんの方には伝えてまいります。

【委員】

朝、送迎が多い時間帯に警備員などを配置し、安全に配慮しますと書いてありますけれども、送迎が多い時間帯ということは朝でも多い時間のみなのですか。朝ずっとではなくてその時間のみなのか、どうなのでしょう。

【事務局】

どこまでの時間帯を考えられているのかというのが、まだここの中では判断することができませんので、例えば、今、具体的な時間を示すことはできますかというようなかたちで質問を投げさせてもらっても良いですか。

【委員】

そうですね。それから、41の現行より負担が増えることはないかというところなのですが、こちらの様式4のところを見させていただいているのですが、もし負担が増える場合は事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施することというのは、もし理解が得られなかったら実施しませんという約束事ですか。

【事務局】

もちろんそうです。この書かれている内容が協定書の約束事になってきますので、書いている内容はしっかり守って下さいということで、市の方もここに書かれていることと違うことを法人がするとなったら指導していきますし、保護者の方が法人に言いにくいことがあったら、市の方に言っていただきましたら法人には言っていきます。

【委員】

わかりました。

【事務局】

それでは、この時間で仮集計のほうを終了させていただきと思います。係の者が皆様のほうにお伺いしますので、集計表をお渡しいただきますようよろしくお願いいたします。

【会長】

よろしいでしょうか。それでは、事務局で仮集計表を作成していただいておりますが、完成するまでの間、先ほど事務局から資料4の続きの部分がまだ残っておりますので、その説明を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料4の続きになりますけれども、今後の予定（案）をご覧ください。2の施設見学ですが、これは参加希望者のみということになりますけれども、平成25年11月25日（月）から30日（土）の間までで、また法人と調整しまして日をとりたいと思います。11月20日（水）午後5時30分までに、事務局、子育て支援室までご連絡いただければと思います。場所は現地集合でお願いしたいとは思っておりますけれども、その辺りはまた皆さんのご希望を聞いてから予定させていただきたいと思います。

【委員】

保護者でも行けるのですか。

【事務局】

委員さんの現地視察ということになりますので、一般の保護者の方であるとか、委員さん以外の方が行かれるということは、この場合は含まれていません。まだ、選定期間中になりますので、あくまでも今、期間中に法人のほうに伺うのは、委員の中で希望される方が対象となります。また、決まりましたら保護者の方につきましては、法人が決まった後でまた調整させていただいて、施設見学には協力するという事も書かれていますので、改めて今の保育園の内容を見ていただけたらと思います。

【委員】

例えば、保護者会の会長とか民営化対策委員のリーダーは駄目ですか。

【事務局】

あくまでも今は、この期間中の施設見学につきましては、繰り返しになりますけれども委員の皆様方が対象になります。

【委員】

この施設見学というのは、何の施設なのですか。要はこの船橋福祉会を見学するのですか。それとも今現在の保育園を見学するのですか。

【事務局】

説明が不十分で申し訳ございません。これはあくまでも、今、船橋福祉会が行っている保育園を見ていただくこととなります。ですので、集合場所が現地集合と書かれていますが、今、船橋保育園がされているところ、保育園を見ていただきます。

【委員】

法人が4つ5つの保育園を運営されている場合は、全て見学に行くという考え方ですか。

【事務局】

基本的に委員の方が希望される場合は、見ていただきます。市が段取りをつけさせていただいて見ていただくこととなります。

【委員】

今やっている運営そのもの実態を見に行くということですね。ですから、園児がいる時間帯にその施設見に行くということですね。

【事務局】

そのつもりで月曜日から土曜日ということで日程は組まさせていただきます。

【委員】

月曜日から土曜日までのデイトムにということですね。

【事務局】

今までの事例で申し上げますと、やはり保護者委員代表の方々は行かれている傾向があります。そういう傾向だということで、どなたが行っていただいても結構ですけれども、ご都合もありますし、任意というかたちでさせていただきます。それでは、改めまして第3回のプレゼンテーションの選考についてですけれども、12月7日(土)の午前9時からということで予定しております。プレゼンテーションの進め方としましては、法人のプレゼンテーションが予定時間15分ということで、①応募の動機・目的について、②代表者及び施設長の法人及び保育所運営に係る考え方について、③保育の質の向上や職員の育成についてといったところをまずお話いただきまして、④北牧野保育所の引き継ぎについて、⑤保育所整備についてということでお話いただきます。その後、法人への質疑、確認ということで30分間用意しまして、プレゼンテーションや書類審査での皆さんの疑問を持たれたことについて、お聞きいただけたらと思います。30分経過しましたら、一旦終了しましてそこでまた委員さんに仮審査、採点をしていただきます。当日の進行表ですが、9時から10時までについては、会議日程、審査手順について確認、法人のプレゼンテーションになります。また、事務局で10時10分から仮集計表の作成をさせていただきます。10時25分から仮集計表を基にまた皆さんで意見交換をしていただきます。質問等がありましたら事務局が専門的な知識からお答えさせていただくこととなります。それが終わりましたら、10時45分から本審査に入りまして、本審査の表をまたお配りさせていただきますので、そちらに最終の採点をしていただきたいと思います。11時になりましたら、一旦休憩に入りまして選考審査表を事務局で作成させていただきます。11時30分から本審査結果の確認を皆さんでしていただきます。選考審査表を配付させていただきます。条件の確認であるとか、また、要件を満たしていない場合は再選考等を議論いただいて、意見をとりまとめていただきます。そのまとまったものについて、市長への答申の内容を確認していただいて、報

告書をまとめていただく、確認していただくということになりますのでお願いします。予定時間としては、12時15分には閉会という流れになります。少し余裕を持った日程にさせていただきますので、目安として12時15分ということも思っていたらと思います。なるべく事務局のほうも円滑にとりまとめの作業をさせていただいて、スムーズな会議の進行に努めてまいりますので、また当日土曜日になりますけれどもご協力のほどよろしく願いいたします。

【事務局】

そうしましたら、今お手元に、集計が終わりましたので仮集計表をお配りさせていただきました。審査表もお配りさせていただきますので、まず、間違いないと思いますけれども、先ほど皆様のほうでお付けしていただいた審査表が自分のものかどうかというのをご確認していただいて、その上で新たに事務局のほうから、ただいまお配りしました仮集計表、こちらは席順関係なしにランダムで事務局のほうでA委員からG委員までということを書かせていただいています。自分がどの欄になっているのかというのをご確認していただいて、今回の仮集計表はあくまでもいくつかの項目、27、28、39については除いた点数になっています。今現在でこのようなかたちになっているということをご確認していただけたらと思います。また、この後で委員の皆様につきましては、この仮集計表について何か意見等がございましたら意見交換をしていただきまして、先ほどご説明しましたプレゼンテーションの時の参考にしていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

この法人の書類審査をされてお疲れ様でした。今後も、地域でこれまでと同様、北牧野保育所の保育を続けていってもらい、そういう原則になっております。そこが一番重要かと思えます。北牧野保育所の保育を引き継ぐに、ふさわしい法人かどうかを、皆さんと考えていきたいと思えます。それでは、集計結果を踏まえて、委員の皆様からご意見をお聴きします。意見交換の中で、より理解を深めていただき、その結果、採点に反映していただきたいと思えます。さらに、先ほど、事務局からも説明がありましたように、プレゼンテーション後、もう一度、採点を行い仮集計の結果を基に、意見交換を行います。また、採点に際して、まだ、不確定な部分があり、直接、法人に確認したい点等がありましたら、ご意見をお願いします。事前にご意見等がありましたら12月5日（木）に伝えてください。事務局で意見等を取りまとめて、プレゼンテーション時に、まとめて事務局から確認してもらいます。何かご意見等ございませんでしょうか。

【委員】

今回、要はお渡しいただいた書類の表現力、文章力が非常に問題になるポイントだと思います。うまく文章を書く人と拙く文章を書く人によって採点の仕方が違うわけですね。熱意があるかって、分からないのです。本当にうわぬりで書いた文章なのか本当に真摯にそう言っているのか分からない、その辺りを悩みました。

【会長】

確かにプレゼンテーションは、慣れれば慣れるほど上達してきます。ですので、民営化のとこ

ろに度々エントリーされている園は徐々にうまくなってこられます。そうでない法人で朴訥と話される法人もおありだと思います。それで、プレゼンテーションについてはそういう部分がありますけれど、もう一つ今回組んでいますのは、質問がありますね。単にプレゼンテーションだけで終わってしまったら、素晴らしい表現力だとなってしまいますので、それを補う意味で質問をしていただいて、反応、対応を見ていただいたら結構かと思います。

【事務局】

今、会長からおっしゃっていただきましたように、基本的には法人は保育が専門です。こういう文章を書いて民営化というのは、法人も慣れていच्छゃらない、プレゼンテーションも慣れていないわけではございません。一方で書かれている内容については、今後、法人が民営化をして行く時に書かれた内容について約束として守っていただくことになります。ですので、書かれた内容を判断していただけたらと思います。プレゼンテーション当日、どうかたちで提案されるかは今、分からないんですけども、書かれている内容や会長がおっしゃっていただきました法人の回答など、そういったところを改めて皆様方で評価していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】

法人より提出された書類が、市から応募の時に出された要項に全部沿った内容になっています。

【事務局】

それをやっていただかないといけませんので、もちろんそうなります。

【委員】

最低基準に合わせてきていますからね。

【事務局】

書かれている内容をどういうふうに判断されるのかというのは、それだけ色々な角度で皆様方に集まっていただいて、評価をしていただいていますので、書かれていることがどう評価していただいているのかといったところを意見交換していただけたらと思います。

【委員】

今のお話と関係するかと思いますが、今回の応募法人の船橋さんは、運営されているのは1園を運営されているということですね。先ほどもお話があったように、今回、書類の中で当然と言えば当然なのですが、要望あるいは提案等の基本的なことはおさえておられる、だからと言って駄目ということではなくて、やはり一つひとつの項目を実際にきちんと運営していくとなつてきますと、実際にお金と人と時間もかかっていきます。そういう意味では、一つひとつの項目はとても重い項目になってくるかと思います。そういう中で、ひとつどうかと思っているところがありまして、財務面ですが、先ほど今西委員から健全であるということをご確認いただいたかと

思います。それと同時に、今、現状の園がそれほど大きな大規模園ではない、というところもありまして、そういう意味で継続的に運営していくところでどうなんだろうというのがあります。先ほどの応募の状況のご説明がありましたけれども、厳しい状況です。そういう中でも応募してきていただいたというのは、そういう意味では、やる気はとともあると思います。一生懸命やっというところがあると思います。そういう中での部分と実際にというところでのそのバランスの部分のポイントかと思っています。内容的にはやはり、きっちりやっていくというのが基本路線かと思っています。

【事務局】

補足ですが、今、委員の方から財務面のお話がありました。特に財務面で今後心配になってくるのは施設整備の部分になってくるかと思っています。それにつきましては、今回、募集要項の中にも入れさせていただいています支援策として、元々保育所の施設整備については、国の補助事業がございます。国の補助事業に加えて、枚方市からも本来法人が負担しないといけない分については、市が補助金として上乗せをさせていただいて補助させていただこうと決めて、応募もしていただいています。さらにその不足する部分は、法人が負担をしていただかないといけないのですけれども、現行の制度で言いますと、無利子・融資がさらにまた保育所についてはございますので、そういった現行の制度を活用していただいて、北牧野保育所については今の90人の定員から待機児童対策をするために30人定員を上乗せしていただいて、120定員というかたちで進めていただきたいと思います。市も支援させていただきたいと思っていますので、しっかり市も保育運営をどのようにされていくのか携わっていただきたいと思っています。

【委員】

?マークをつけていたのですが、様式6の3、4のところに資金計画があつて、収入で国と市の負担金、市の単独補助、積立金取り崩し金、積立予定金、医療機構借入がありますが、これは確定なのですか。

【事務局】

ある程度確定です。ある程度と言わせていただいたのは、元々の積算の総額がきちんと設計士さん等々を入れて固まった資金ではないので、そういうところは参考というかたちで見ていただけたらと思います。

【委員】

この医療機構というのは何ですか。

【事務局】

先ほど言いました無利子の融資が受けられる国の外郭団体でございます。

【委員】

申込みしているのですか。認可になって初めて申請するのですか。

【事務局】

そうです。補助制度と同時に貸し付けの手続きも合わせて行っていきますので、今は見込みで挙げられておられますけれども、保育所整備をする時にはこのようなかたちで割合につきましても決まっておりますので、その中で市もきちんとチェックして手続きを進めてまいりますからご安心していただけたらと思います。

【委員】

市の単独補助は議会で通っているのですか。

【事務局】

予算の承認は当然まだどれくらいの費用がかかるのかということが園から申し込みがありませんので、どこの法人が決まるかということも決まっていない段階で予算というのは難しいのですけれども、こういうしくみで民営化を進めていきますということは、議会にも報告して単独補助も行っていくということですと説明して理解を得ておりますので、最後の予算がつかないということはないと思っていただけたらと思います。

【会長】

他にございませんでしょうか。

【委員】

これで待機児童はなくなるのですか。

【事務局】

今、枚方市におきましては、今年も年度当初に8人の待機児童が残念ながら発生したのですが、来年度当初に0にしていこうということで、強い決意で現在も定員増を進めているところです。来年4月には前年度比130人の定員増を行う予定で、今、各取り組みを行っています。ただ、保育需要というのは枚方市ではずっと右肩上がりの状況が続いています。この定員増の取り組みをストップすれば、また発生するということも想定しておりますので、民営化するのが北牧野保育所については平成27年度ですけれども、その後待機児童の解消として30人の定員増ができるのが平成28年度になります。もう少し先ですけれども、先のことを見据えて今から手続きを行っています。その一環の取り組みというようにご理解いただけたらと思います。

【会長】

待機児童について、数が決まっていますけれども、今後出てこないのかといたら、今、家で面倒を見ている人の状況が変わってきたら働きに出ましようという人が出てくるので、これで大丈夫かという話は到底難しい話で、全体状況もそうなっていますから、いくら手を打ってもどんどん増えてくる、常に解消を目指していかないといけないということが、ある一定年度までは出てくると思います。どこも悩んでいることだと思います。

【委員】

私見なのですがけれども、一つひとつに当然コストもかかりますし、応募法人がたくさんいらっしゃるって選べるのが一番素晴らしいことだと思うのですが、実際のところ、みんなに手を挙げてもらおうとなりますと、当然事業的に旨味がないといけないのかなと思ひまして、一個一個にかかっていくものなので、それでしたらみんなに手を挙げてもらうために利益が残るようにするには当然売上を増やす、経費削減になりますので、これを甘く出すのかとなってしまいましたら、それはできないことだと思いますので、この厳しい状況の中で船橋さんが手を挙げてくださったというのは、応募法人が一つしか無かったのは残念だと思いますが、前向きな素晴らしいお話ではないかと思ひます。一つしか運営されていないので、財務基盤が強いところというのはたくさん出されて収益力も高くお金を貯めていらっしゃるようになってきますので、そうなることややはり難しいところではあるかと思うのですがけれども、バランスや熱意、取り組みを見ていただいて決めるというのが良いことなのではないかと思ひました。

【委員】

中宮保育所民営化の応募法人は2園来られたみたいなのですが、募集要件は全く同じ条件だったのですか。

【事務局】

募集要項の内容は、同じです。条件は基本的に全く同じです。ただ、仮設園舎の条件や場所が違う等、そういう細かいところは園の事情というのがありますので異なってきますけれども、初めの整備をして下さいというところから保育の内容や引き継ぎの内容、そういったところまでは同じ内容です。

【会長】

よろしいでしょうか。それでは、本日のところは書類審査のみではありますが、皆さんの考えを確認することができました。次回は直接、プレゼンテーションを受けてさらに審査を深めていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。これで、意見交換を終了します。

【事務局】

先ほど会長からおっしゃっていただいて、今日も皆さんから何点か法人の次のプレゼンテーションの時に事務局でとりまとめさせていただいて事前に質問を投げかけさせていただこうと思ひますけれども、聞いておきたいということが事前にお分かりでしたら、12月5日(木)までに事務局にお知らせしていただけたらと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。最後に、今日お配りしました資料と仮審査表等々につきましては、次回の会議まで事務局で保管させていただきますので、お帰りの際は申し訳ございませんけれども全て机の上に置いていただきましたら青色のファイルに閉じさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【会長】

それでは、本日の予定は終了しました。次回の選定審査会は、12月7日(土)9時に、場所

はこの特別会議室ですので、よろしく願いいたします。お疲れ様でした。